

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

◆低所得世帯支援枠及び不足額給付枠の一体支援枠

事業名称	積算根拠 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④交付対象者	事業始期	事業終期	総事業費 (見込)	臨時交付金 充当額 (見込)
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金(非課税世帯) エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金(子ども加算) 定額減税補足調整給付金(不足額給付)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 3306世帯×30千円、子ども加算 345人×20千円、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者 4000人(160000千円)のうちR7計画分 事務費 7306千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(3306世帯)、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者数(4000人)	令和7年4月	令和8年3月	273,386	273,386

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

◆推奨事業メニュー枠

No.	推奨事業メニュー	事業名称	積算根拠 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④交付対象者	事業始期	事業終期	総事業費 (見込)	臨時交付金 充当額 (見込)
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7物価高騰対策事業 (第二子以降に対する学校給食費無償化)	①エネルギー・食料品等の物価高騰による小中義務教育学校の保護者の負担軽減を図るため、第二子以降の学校給食費(教職員分を除く)を臨時的に無料化する。(※Cその他12,107千円は一般財源) ②公立の小中義務教育学校に通う第二子以降の学校給食費(教職員分を除く) ③給食費4,600円×児童・生徒804人×11か月÷41,000千円 ④市民(小中義務教育学校に通う児童・生徒の保護者)	令和7年4月	令和8年3月	41,000	28,893
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7物価高騰に伴う子育て世帯支援 (新入生ランドセル給付)	①エネルギー・食料品等の物価高騰による小学校1年生を迎える保護者の負担軽減を図るため、新入生用のランドセル又は通学用リュックサックを給付する。 ②ランドセル又は通学用リュックサック購入費 ③(ランドセル費用)税込28,435円×220人=6,255,700円、(通学用リュックサック費用)税込14,278円×10人=142,780円 … 合計6,398,480円 ④市民(小学校1年生を迎える保護者)	令和7年4月	令和8年3月	6,399	6,399
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R7保育緊急対策事業補助金 (民間保育所)	①物価高騰・賃上げにより、保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み保育士等の確保対策を実施する市内の民間保育所等に対し、人件費の上乗せに係る経費の補助を行う。 ②常勤保育士等の雇用に要する人件費の上乗せに係る経費 ③15,000円(月額上限額)×12か月×40人 ④市内民間保育所	令和7年4月	令和8年3月	7,200	7,200
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R6保育緊急対策事業補助金 (認定こども園)	①物価高騰・賃上げにより、保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み保育士等の確保対策を実施する市内の認定こども園に対し、人件費の上乗せに係る経費の補助を行う。 ②常勤保育士等の雇用に要する人件費の上乗せに係る経費 ③15,000円(月額上限額)×12か月×45人 ④市内私立認定こども園	令和7年4月	令和8年3月	8,100	8,100
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R6保育緊急対策事業補助金 (地域型保育)	①物価高騰・賃上げにより、保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み保育士等の確保対策を実施する市内の地域型保育事業を行う事業者に対し、人件費の上乗せに係る経費の補助を行う。 ②常勤保育士等の雇用に要する人件費の上乗せに係る経費 ③15,000円(月額上限額)×12か月×2人 ④市内私立地域型保育事業者	令和7年4月	令和8年3月	360	360
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7物価高騰対策事業 (第一子に対する学校給食費臨時的無償化)	①エネルギー・食料品等の物価高騰による小中義務教育学校の保護者の負担軽減を図るため、第一子の学校給食費(教職員分を除く)を3カ月間臨時的に無料化する。(※Cその他4,382千円は一般財源) ②公立の小中義務教育学校に通う第一子の学校給食費(教職員分を除く) ③(給食費4,100円×児童897人+給食費4,600円×生徒840人)×3か月÷22,600千円 ④市民(市内小中義務教育学校に通う児童・生徒の保護者)	令和7年10月	令和7年12月	22,600	18,218